平成28年台風10号豪雨からの産業復興と自治体財政

桒田 但馬*

キーワード 岩手県、岩泉町、被災事業者、二重被災、補助金

1. はじめに

平成28年台風10号豪雨(以下、台風10号と略す)は 2016年8月30日に、気象庁の1951年の統計開始以来、初めて東北地方太平洋側に直接上陸し、岩手県の岩泉町、宮古市、久慈市を中心に県内に甚大な被害をもたらした。その記録的な暴風雨による被害を簡潔に説明すれば、大小の河川氾濫や土石流、大量の流木などを引き起こし、国道を含め道路は至る所で寸断され、死者25人(うち関連死3人)、行方不明者1人が発生した。住家被害は全壊478世帯、大規模半壊534世帯、半壊1,943世帯などで、地域の中心部一帯や農地の冠水、牛舎の浸水なども深刻であった(2018年2月1日時点)。

乗田(2018)は岩泉町(2018)などを踏まえて、被害が最も大きい岩泉町を中心に岩手県内の被害・復旧状況を整理しているが、被害額のうち土木施設関係が半分超を占める。復旧等にかかる公的支援について、岩泉町、宮古市、久慈市は災害救助法の適用に加えて、激甚災害・局地激甚災害の指定(復旧事業にかかる国庫補助率のかさ上げ等)、被災者生活再建支援法の適用となった。しかしながら、岩泉町の場合、人的・物的被害は東日本大震災時をはるかに上回るものの、国からの財政措置はそれほどでもない。

東日本大震災にかかる国からの財政措置に関する先行研究は少なくないが、そこから学べば特別法の制定にもとづき、画一的に適用された手厚い措置が他のケースとの決定的な違いとなっている。これに対して、台風10号は桒田(2018)における生活・住宅再建を中心とした分析のみである。

この研究は初めて豪雨災害財政を対象とし詳細な 分析を行い、分析アプローチとして国に限らず、 県や市町村の(独自)財政対応も重視する。ここ まで踏み込むことにより、国の財政措置の成果と 限界がよりクリアになる点で重要な意義がある。

本稿の目的は乗田(2018)を踏まえて、岩泉町を中心に主として産業復興の側面から台風10号復旧等にかかる財政の特徴を明らかにし、災害財政の課題を提示することである。

本稿は近年、大規模な豪雨災害が全国至る所で 発生し、被害が多様化、複雑化、長期化するなかで、 復旧等にかかる国・自治体の財政対応を柔軟かつ 丁寧に行う点に限らず、防災対策としての実践面 においても大きな社会的意義を持つと考えられ る。

2. 岩泉町、久慈市、宮古市、岩手県の財政状況

最初に、岩泉町、久慈市、宮古市、岩手県の台風 10号前後の財政状況を表1~表3にもとづいて整理しておく。全体的な状況を把握することで、後述する 個別の状況の位置づけは鮮明になるであろう。本稿 では災害復旧・復興事業ないし復旧・復興事業といっ た用語を頻繁に用いるが、それらは基本的に災害が なければ実施しなかった事業をさす。

岩泉町の特徴は次の5点に整理される。第一に、2015年度および2016年度の決算には多額の東日本大震災対応分(2015年度47億円)が含まれる。ただし、2016年度以降、それは大幅に縮減しており、大震災の復興計画(2011年度~2019年度)における事業完了率は2017年12月末時点で95%である。第二に、

^{*} 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0693 岩手県滝沢市巣子152-52

表1 一般会計・目的別歳出の状況

(金額:億円)

	歳出総額	総務費	民生費	衛生費	農林水 産業費	商工費	土木費	教育費	災 害 復旧費	公債費	その他
岩泉町	150	25	18	8	20	8	16	12	25	12	6
	147	30	34	9	10	6	9	9	18	12	10
117611	203	17	21	6	12	3	5	8	113	14	4
	129	13	18	9	8	3	8	8	38	16	8
	247	31	62	20	15	12	36	18	14	29	10
久慈市	254	47	67	12	18	9	24	17	17	29	14
八池川	226	23	60	10	11	16	26	16	22	29	13
	206	23	61	11	11	20	14	16	10	28	12
	640	204	85	26	38	12	86	44	85	39	21
宮古市	605	196	94	30	53	12	52	39	66	38	25
L L I I I	477	121	92	23	23	11	85	35	34	34	19
	408	110	97	20	16	12	37	32	29	32	23
	10,365	645	912	261	651	1,297	1,524	1,493	1,023	1,293	1,266
штп	10,288	654	971	290	633	1,265	1,663	1,490	947	1,198	1,177
岩手県	9,797	279	1,009	319	682	1,359	1,638	1,496	715	1,210	1,090
	9,533	308	950	274	655	1,302	1,640	1,510	658	1,098	1,138

⁽注) 1 段目は 2015 年度決算、2 段目は 16 年度決算、3 段目は 17 年度当初予算、4 段目は 18 年度当初予算である。 (出所) 県ホームページ、各市町村の広報誌などから筆者作成。

表2 一般会計・性質別歳出の状況

(金額:億円)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	普通建設 事業費	災害復旧費	その他
岩泉町	150	12	6	12	14	18	47	26	15
	147	12	7	12	17	17	34	18	30
11 // 11	203	13	6	14	15	20	10	114	11
	129	13	6	16	16	17	12	38	11
	247	30	39	29	29	25	51	14	30
九 松十	254	29	40	29	32	23	40	18	43
久慈市	226	31	39	29	28	26	35	22	16
	206	31	40	28	28	26	28	10	15
宮古市	640	54	48	39	51	51	237	86	74
	605	53	51	38	53	53	163	67	127
	477	54	50	34	54	45	133	34	73
	408	52	52	32	54	39	107	29	43
岩手県	10,365	1,774	126	1,293	275	2,046	1,863	1,004	1,984
	10,288	1,780	136	1,197	295	1,994	1,988	944	1,954
	9,797	1,823	124	1,209	290	1,861	2,111	714	3,798
	9,533	1,826	125	1,097	292	1,805	2,068	657	1,663

⁽注) 1 段目は 2015 年度決算、2 段目は 16 年度決算、3 段目は 17 年度当初予算、4 段目は 18 年度当初予算である。 (出所) 県ホームページ、各市町村の広報誌などから筆者作成。

表3 一般会計・歳入の状況

(金額:億円)

	歳入総額	地方税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
岩泉町	161	7	53	29	14	19	39
	181	7	75	12	14	19	54
4176.4	203	6	44	98	8	25	22
	129	7	50	33	11	13	15
	265	43	79	42	21	15	65
h ** +	291	44	86	51	26	17	67
久慈市	226	39	72	47	15	25	28
	206	38	67	38	16	20	27
	710	55	175	93	83	35	269
宮古市	652	56	160	87	70	50	229
	477	54	148	56	41	55	123
	408	56	123	54	27	62	86
шин	11,478	1,279	2,987	2,073	_	741	4,398
	11,452	1,333	3,100	2,082	_	763	4,174
岩手県	9,797	1,327	2,957	1,728	_	742	3,043
	9,533	1,326	2,903	1,693	_	754	2,857

⁽注) 1 段目は 2015 年度決算、2 段目は 16 年度決算、3 段目は 17 年度当初予算、4 段目は 18 年度当初予算である。 (出所) 県ホームベージ、各市町村の広報誌などから筆者作成。

2016年度決算には台風10号対応分38億円が含まれ ており、その6割が公共土木施設を中心とするハー ドの災害復旧事業である。また、避難所運営や住 宅再建支援などにより民生費が急増している。総 務費では16億円に及ぶ積立金向けの支出(うち町 債管理基金向け8.6億円、財政調整基金向け4.9億 円)がみられる。第三に、その38億円とは別に台 風10号対応分の多くが2017年度に繰り越された。 つまり、事業の進捗が思わしくなく、次年度の実 施となる。その結果、2017年度予算の総額および 災害復旧費が著増している。第四に、歳入では高 率の国庫負担を伴う災害復旧事業の実施を多く見 込むことから、2017年度予算で国庫支出金が急増 している。2016年度決算で地方交付税が大幅に増 大しているが、これは災害に伴う特別需要に対す る特別交付税の影響である。岩泉町に対する特別 交付税は 2016年度および 2017年度 (12月分まで) の累計で38億円である(久慈市16億円、宮古市19 億円)。そのうち半分近くは災害廃棄物処理のた めである。第五に、2018年度予算における台風10 号対応分は前年度予算から 68億円の縮減であるも のの、50億円に及ぶ。2018年度予算は骨格予算で あるために、補正を通して最終予算は膨らむし、 決算を含めて 2017年度の執行状況の影響も及ぶで あろう。こうして台風10号・東日本大震災対応分 は町財政に大きな影響を与えており、2016年度の 実質単年度収支は14億円の赤字となったが、今の ところ「地方公共団体の財政の健全化に関する法 律」にもとづく健全化判断比率(対象は実質公債 費比率のみ) にほとんど変化はない。

久慈市の特徴は次の3点に整理される。第一に、 歳出面に大きな変化はみられないが、2016年度決 算の総務費、民生費、2017年度予算の災害復旧費 の増大に台風10号対応の影響があらわれている。 岩泉町と同様に、2015年度決算には東日本大震災 対応分が含まれるので、変化を読み取りにくい。 第二に、歳入は2016年度決算において台風10号対 応分により地方交付税、国庫支出金、県支出金が 増大している。第三に、2017年度予算、2018年度 予算には台風10号対応分23億円、11億円、東日本 大震災対応分15億円、9億円が含まれており、通 常対応分を188億円(前年度予算比10億円減)、 186億円(同2億円減)におさえて、災害対応分が 優先されている。

宮古市の特徴は次の3点に整理される。第一に、 歳出の内訳をみると、2016年度決算よりも2015年 度決算の規模の大きさが目立つが、これは東日本 大震災対応分が 349億円で半分以上を占めること による。第二に、2016年度決算の歳出総額 605億 円は台風10号対応分等の影響で当初予算482億円 から補正予算を通じて大幅増となった結果であ る。台風10号対応としては民生費で被災者生活再 建支援事業(587件、1.1億円)、災害復旧事業費で 道路施設災害復旧測量設計業務委託料(2.5億円) などが実施されているが、表からわかりにくい。 また、多くの事業が翌年度の実施を余儀なくされ ている。なお、東日本大震災対応分は290億円と 大きく減少している。第三に、歳入でも2015年度 決算の規模が目立ち、その後、地方交付税、国庫 支出金、県支出金は縮減している。これに対して 地方債が増大しているが、これは台風10号対応以 外の理由による。また、岩泉町や久慈市と比べて その他の歳入が多額におよぶ。これは繰入金 (2015年度 180億円、2016年度 127億円) や繰越金 (2015年度49億円、2016年度70億円)のためであり、 2017年度、2018年度にも影響が及ぶ見込みである。 なお、繰入金、繰越金と性質別歳出の積立金 (2015年度 41億円、2016年度 71億円)、繰出金 (2016年度 47億円、2017年度 62億円) が連動して おり、東日本大震災対応を中心とする災害財政の 特徴があらわれている。

最後に、岩手県の特徴は次の3点に整理される。 第一に、2015年度決算では東日本大震災対応分が 約4割を占め、表ではわかりにくいが、歳出では 土木費、災害復旧費、商工費、普通建設事業費、 貸付金、歳入では地方交付税、国庫支出金、繰入金、 諸収入、繰越金に特徴があらわれている。これは 県レベルの災害財政の典型と言ってよい。第二に、 2016年度決算でも大きな変化はみられないが、歳 出では民生費、衛生費、扶助費、物件費、歳入で は地方交付税、繰越金に台風10号対応の影響があらわれている。なお、2016年度決算から翌年度に繰り越した金額は東日本大震災対応も伴い、過去最大の2,824億円に達した。第三に、2017年度予算、2018年度予算をみると、台風10号対応分は約2割を占め、歳出では民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、普通建設事業費にその影響が及んでいる。災害復旧費では台風10号対応が増大の要素になっているが、表からはわかりにくい。なお、歳出の総務費、災害復旧費、歳入の国庫支出金、繰入金の縮減が目立つが、これは東日本大震災対応が大きく縮減していることによる。

3. 岩手県の復旧・復興事業の状況

本節では台風10号からの岩手県内の復旧・復興 状況を概観したうえで、岩手県提供資料等にもと づき県の復旧・復興事業を整理する。

応急仮設住宅は県内5市町村で270戸(新規建築171戸、既存仮設68戸、みなし仮設31戸)が整備されている。その8割超が岩泉町での整備である。仮設生活を余儀なくされている戸数は2017年2月現在の約230戸に比して減少したものの、2018年2月現在で約200戸である。

2018年2月現在、1,800超の被災事業者の9割以上が一部再開を含め事業再開済みと推測されている(県による各市町からの聞き取りにもとづく)」)。そのなかで、復旧費1億円以上の事業者は8者と推測されるが、全て事業再開済みである。また、東日本大震災で被災し、国のグループ補助金の交付を受けて復旧したものの、今回再度被災した事業者は岩泉、久慈、宮古の3市町で約半数の151(岩泉町4、久慈市9、宮古市138)に上り、業種別では卸・小売・飲食・サービス業が最多の104であった(河北新報 2016年11月11日付)。なお、岩泉町、久慈市では被災等を理由とした廃業があるが、二桁には届いていないようである。

農地の復旧については、公費による復旧を基本とする復旧対象農地221haのうち 2017年11月30日時点で139ha(63%)を復旧済みである。残る復旧対象農地については他事業との調整が必要な

10ha を除き、2018年春までの復旧を見込む。なお、 国の災害復旧事業等の対象とならない小規模な農 地・農業用施設の復旧については県単独事業でカ バーしている。

漁港施設の復旧については国の漁港災害復旧事業の対象は30か所(9市町村)で、2017年度末までに25か所で事業完了予定である。これに対して、国の事業の対象とならず、県単独事業の対象となる漁港施設は55か所(7市町村)に及び、この中には東日本大震災に次ぐ再被災により事業完了がずれ込むケースがある。2017年度末までに54か所が事業完了となる見込みである。

公共土木施設(河川、道路等)は県と市町村を合わせて1,891件(約443億円)が災害査定決定となったが、2018年1月末時点で両者の災害復旧工事の発注率は県分64%、市町村分71%である。また、2017年度(12月までの平均)の県発注工事の入札の取止め発生率は21%に及び、東日本大震災時の再現となっている。そもそも工事業者が不足しており、業者もマンパワー不足に直面していることによる。

岩手県の復旧・復興事業(2016年度最終予算分、2017年度当初予算分、2018年度当初予算案計上分) は表4のとおりである。

事業費総額の6割が土木インフラ向けで、そのうち大半を河川事業で占め、被害の特徴を反映した構造となっている。河川改修事業は被災した河川について必要な河川改良や河道掘削を実施することをさし、主に小鳥瀬川(遠野市)や久慈川(久慈市)など7河川を対象とする。この事業は最も事業期間を要する典型例であり、2020年度完了目標のケースがある。事業対象距離では小本川の47㎞が突出しており、約50戸の家屋移転を伴う見込みである。

次いで、産業再建と産業インフラ向けの比重が 高く、両者を足せば1/4を占める。その中にはハー ドの災害復旧や災害復旧資金貸付といった典型的 な事業以外でも県独自の事業が少なくない。また、 被災自治体の要望にもとづき国による特別措置も 行われているので、詳細は後述する。

表 4 岩手県の復旧・復興事業一覧

衣4 石ナ県の後口・後典事業一見							
	事業件数	予算額 (百万円)	予算額上位事業(百万円)				
生活· 住宅再建	4	3,406	災害救助費(3,117)				
産業再建	13	10,223	中小企業災害復旧資金貸付金(4.114) 水産業復旧緊急支援対策事業費(2.037) 強い農業づくり交付金 (乳製品加工施設整備事業)(1,450) 地域なりわい再生緊急対策補助金(1,118)				
土木系 インフラ	6	50,666	河川改修事業費(23,165) 河川等災害復旧事業費(19,973)				
産業系 インフラ	9	10,959	林道災害復旧事業費(7,204) 団体営農地等災害復旧事業費補助(2,522)				
その他 インフラ	4	168					
その他	一 (省略)	9,091					
小計		84,892					
企業局事業	1	60					
広域振興局 事業	8	71					

- (注)1. 予算額は2016年度最終予算額、2017年度当初予算額、 2018年度当初予算案計上額を足したものである。
 - 2. 事業件数は県による分類や事業の性格から算出しており、 工事の発注件数を意味しない。
- (出所)県財政課提供資料から筆者作成。

生活・住宅再建に関しては災害救助費が突出しているが、それ以外には被災者生活再建支援金支給補助として、国の被災者生活再建支援金制度の対象とならない世帯に対する支援金支給を実施する市町村に対し、県は必要な経費の一部を補助している。具体的には、半壊世帯には上限20万円、床上浸水世帯には上限5万円である。たとえば、久慈市は半壊世帯に最大10万円、床上浸水世帯に最大25万円とし、結果、床上浸水世帯も半壊世帯と同額の支援となるようにした²⁾。なお、国の被災者生活再建支援制度の対象は全壊世帯および大規模半壊世帯に対して最大300万円が支給されるが、今回全市町村に適用されている。

さて、産業再建について詳述すると、最初に、被災事業者の施設・設備の早期復旧や中心商店街の再生に対する支援である。県独自で局地激甚災害指定を受けた3市町を対象に、「地域なりわい再生緊急対策補助金」制度(以下、なりわい再生補助金と略称する)を早々に創設し、2016年12月には申請受付を始めている。具体的には、3市町が

行う被災事業者の早期再生等の支援に対し、使途の自由度の高い交付金を支給している。支援対象者は被災中小企業であるが、たとえば、サービス業であれば資本金または出資総額5,000万円以下、従業員数(常用)100人以下で対象範囲は広い。そして、支援メニューは施設・設備の復旧に要する経費、被災商店街の設備等の復旧・整備、販売促進等に要する経費、被災市町の観光の中核となっている施設の復旧に要する経費、被災市町の観光の中核となっている施設の復旧に要する経費、被災市町のまなとなっている施設の復旧に要する経費、被災市町のまなである。今回、東日本大震災時の中小企業被災資産復旧費補助金を基本に構成され、事業者の早期再開のため、比較的少額な被害にも対応し、被害規模が大きい場合でも相当程度支援できるよう支援内容を拡充している。

今回も、原則として最大2千万円が補助される。 また、3市町の負担分と合わせ、復旧費用(補助 対象経費)の1/2を上限とする。具体的には、被 災地では早期復旧が課題となっており、補助金事 業の柱は浸水による建物・機械設備の被害、店舗 の破損、看板の損壊などの復旧補助であるが、県 と市町でそれぞれ1/4を補助する。県と市町を合 わせた補助の限度額は卸・小売・サービス業(宿 泊業や建設業等を除く)200万円、その他2千万円 である。自治体が管理運営する観光施設は、県が 補助対象経費の1/2、上限1千万円で支援する。商 店など小規模事業者が面的に被災した台風10号災 害の特徴を踏まえ、従来の補助金事業では業種に 応じて設定していた補助対象経費の下限を、今回 は実質的に設けない(岩手日報 2016年10月17日 付)。本補助金は2016年12月~2017年1月にそれぞ れ交付決定され始め、2018年1月末現在、交付決 定の件数および金額(県費を含む市町の支出金額) は岩泉町 78件、2.6億円、久慈市 275件、4.1億円、 宮古市 165件、3.8億円で、これらは今後増大して いくと見込まれる(県の見込み約1,000件)。なお、 補助決定前の復旧事業も遡及して補助対象とな る。また、東日本大震災時のグループ補助金の交 付を受けて復旧した設備が今回被災した場合で も、補助対象となる。

次に、県の国に対する支援等の要望の結果、国は局地激甚災害指定を受けた3市町の小規模事業者等を対象に、以下の特別措置を伴う補助事業実施を認めた。

- ① 「小規模事業者持続化補助金(台風激甚災 害対策型) | が創設され、交付される。3市町の小 規模事業者が商工会議所ないし商工会と一体と なって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上 に取り組む費用(広告費、商談会参加費、機械等 設備費、新商品開発費、店舗改装費など)が支援 される。被災した事業用資産の単なる復旧・買換 え費用に対する補助でない性格をもつ。たとえば、 ネット販売システムを構築する、新たにPOSレジ ソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化す るといったことである。既存の補助金に台風激甚 災害対策型として優遇措置、すなわち、補助対象 経費の上限額が、一般型の50万円から100万円に 引き上げられた(補助率2/3以内)。第1次公募で は遡及適用が認められた。公募期間は第1次2016 年11月~12月、第2次同年12月~2017年1月である。 公募採択は第1次、第2次の順で岩泉町34件、16件、 久慈市37件、15件、宮古市18件、13件、計89件、44件、 総計133件であった。
- ② 「地域・まちなか商業活性化支援事業」である。3市町の商店街等が行う、台風災害からの復旧事業に要する費用が支援される。具体的には、被災地において必要な施設・設備の整備に要する経費が補助対象で、優遇措置として通常の下限額(100万円)が、比較的小規模な取組みを行う商店街でも対象となるよう、30万円に引き下げられたほか、遡及適用も認められた。公募期間は2016年11月~12月であり、公募採択は久慈市中心部の商店街組織(十段通り商店会、久慈駅前商店会、久慈商店会連合会)が行う、地域コミュニティ施設整備による商店街復興・再生事業であった。
- ③ 「革新的ものづくり・商業・サービス開発 支援補助金」である。生産性向上等を図るために 導入する機械装置等の費用の一部が支援される。 3市町の中小事業者が、上記補助金を申請した場 合、採択審査において加点の対象とされた。公募

期間は 2016年11月~2017年1月であり、公募採択 は岩泉町4者、久慈市11者、宮古市1者、計16者で あった。

なお、2016年度12月県議会の一般質問では二重 被災の事業者に対する支援が問われたが、県当局 は以上の支援策をあげたにすぎない(「いわて県 議会だより」第161号)。

次に、岩手沿岸の基幹産業である水産業に欠かせない水産関係施設の復旧について、大震災津波復旧事業で整備され、台風10号により再度被災した水産物生産施設や養殖施設の機材等の復旧は、県の水産業復旧緊急支援対策事業(水産物共同利用施設災害復旧支援事業分)として支援された。復旧対象は17漁協(11市町村)で、事業完了済みである。ここには後述のサケ・マスのふ化場も二重被災した漁協が含まれる。

サケ・マスのふ化場の復旧については6か所を 対象に、国の水産業共同利用施設災害復旧事業、 水産業復旧緊急支援対策事業が実施され、激甚災 害指定により国庫補助率がかさ上げされた。たと えば、下安家ふ化場(野田村)について国の水産 業競争力強化緊急施設整備事業(事業費6.6億円) が実施されたが、二重被災を理由に県と村の補助 率各1/8を各1/6にかさ上げして漁協分1/4を1/6に 軽減している(水産業復旧緊急支援対策事業の枠 組みで実施)。ふ化場施設の機材等の復旧や、堆 積物等の除去・処分については水産業復旧緊急支 援対策事業(水産物生産施設機能回復緊急支援事 業分)が実施された。さらに、サケ・マス稚魚放 流等のための種苗・親魚の確保と放流は、水産業 復旧緊急支援対策事業(増養殖種苗等購入支援事 業分)が実施された。復旧対象は8漁協である。 こうした被災のために、2016年度の種苗放流数は 計画数4億尾に対して3.1億尾にとどまった。

なお、以上の事業一覧には含まれていないが、 県は単独で 2016年度2月補正で「特定被災地域復 興支援緊急交付金」という、使途の自由度の高い 交付金を措置している。その目的は多額の一般財 源の負担等にもとづく復旧・復興費用を要するな かでの早期の復興に対する支援である。2016年度 に予算措置された台風災害からの復旧・復興に要する経費に充当すれば使途の制限は設けない。岩泉町に対しては3.1億円、久慈市には3.8億円、宮古市には1.3億円が交付された。算定根拠は各市町の財政状況を総合的に勘案することを基本とし、ア)地域経済の早期の回復を支援するために要する経費(税収等自主財源の確保へつなげる)、イ)農地災害復旧実施設計に要する経費(国の支援制度がない)、ウ)情報通信基盤復旧整備に要する経費(国の支援が不足している)が独自に考慮されている。2013年の県央豪雨災害で創設した特定被災地域復旧緊急支援交付金(約1億円)を参考にして、制度設計が行われるとともに、予算規模が確保されている(詳細は桒田2016、p. 233参照)。

最後に、北海道の被害・復興状況に言及してお く。北海道では2016年に台風10号に限らず、7号、 9号、11号と一連の記録的な大雨により各地で甚 大な被害が生じ、被害総額は約 2,800億円に達し た (平成28年8月北海道大雨災害)。被害額は岩手 県のケースの約2倍である。北海道は 2016年12月 までに 1,208億円規模 (予算ベース) の復旧・復 興緊急対策を講じている。北海道財政課等の提供 資料にもとづけば、その内訳は公共施設の復旧に 681億円で、そのうち9割が河川、砂防、海岸、道 路などの土木施設災害復旧事業である。次に、産 業の再生に522億円で、そのうち7割超が被災した 中小企業者に対する低利融資枠の創設である。こ れらの対策では国の災害復旧事業の対象とならな い場合に、県単独の事業が実施されているが、岩 手県のような市町村に対する使途の自由度の高い 交付金は皆無に等しい。北海道の場合、既存の「地 域づくり総合交付金(特定課題対策事業)」の補 助率をかさ上げ(1/2→10/10)し、1億円を確保 したケースが該当しそうであるが、結果的に市町 村の流木処理支援に限定されている。

4. 岩泉町の復旧・復興事業とその財政構造

4-1 復旧・復興の状況

本節では岩泉町の主だった復旧・復興状況を概 観したうえで、町の復旧・復興事業の状況を整理 するとともに、その財政構造を明らかにする。

最初に、生活面における復旧・復興状況をみると、仮設生活を余儀なくされている戸数、人数は2018年2月末時点で159戸、295人である。台風10号による住家の全壊、大規模半壊591世帯のうち再建完了は329世帯で56%(2017年12月末時点)である³⁾。住宅再建のために支給される被災者生活再建支援制度の加算支援金は、持ち家希望のうち96世帯が未申請の状況である。この背景には、全壊でない限り住家の解体から所有者負担が発生しており、経済的な理由で再建に踏み切れない人、県や町の復旧・復興事業の動向により再建方法に悩む人などさまざまな状況がある。

住宅の新築・購入に対する独自支援は上限額で 200万円(宮古市200万円、久慈市200万円)である。 全壊、大規模半壊等の世帯が対象となり、被災者 生活再建支援制度の支援金(基礎・最大100万円、 加算・最大200万円) にプラスされる。その他の 独自支援はたとえば、全壊・大規模半壊を対象に、 住宅の補修に際して上限額100万円を支給する(被 災者生活再建支援制度・補修の最大100万円にプ ラス)。半壊を対象に生活再建支援金として上限 額20万円を支給する。これに対して生活全般に目 を向けると、被災した飲料水個人施設に対する助 成があげられ、補助上限額は180万円である。桒 田(2018)で言及しているが、テレビ受信、飲料 水供給、生活橋などでは山間エリアならではのシ ステムがあり、その被災に対する対応がみられる。 久慈市や宮古市と比較すれば、共通の支援内容、 支援金額がみられるものの、総合的にみると岩泉 町の住宅再建支援はやや見劣りする。この主な理 由として財政力があげられるかもしれない。なお、 久慈市では、住宅の新築・購入(全壊、大規模半 壊等の世帯)に対して土地購入費として100万円 が支給され、また、地元産材の利用や引っ越し経 費にも補助されており、東日本大震災時を踏まえ た独自支援が随所にみられる4)。

岩手日報 2018年6月7日付によると、町は6月6日 の町議会議員全員協議会で、「災害公営住宅の整 備計画戸数を14戸減の 66戸、被災者が移転する宅 地を10区画減の15区画にそれぞれ見直す方針を示した。4月に行った意向調査に基づき見直しを決めた。昨年6月時点では災害公営住宅80戸、移転地を25区画整備する計画だったが、自力で再建したり個人で空き家を購入したケースがあり規模を縮小した」。「町は9月末までに全地区の整地と建築工事に着手、18年度内の完了を目指す」ということである。ただし、安家地区のように入居希望者の9割は60代以上、かつ9割は1人あるいは2人の世帯であることから、住宅の維持管理の持続可能性や日常生活にかかる見守りなどの課題が想定される。

商工業等については町商工会によると、今回、町内の会員127事業所が被災し、被害額は約43億円とみられる。2017年度12月定例議会での一般質問に対する町長答弁では、なりわい再生補助金にはこれまで31社が申請しており、今後26社の申請が見込まれる(「議会だよりいわいずみ」第181号、2018年2月)。

岩泉町では農地・農業用施設災害復旧事業にかかる農家負担も町の独自支援により軽減されている。また、県単事業として補助金で実施する小規模農地等災害復旧事業にかかる農家負担も軽減されている。

産業面については個別企業にも焦点を当てた い。㈱岩泉乳業は町の第三セクターとして2004年 に設立され、一時は経営不振に陥ったが、ヨーグ ルト生産に特化し、わずかの間に商品は数々の賞 を受賞し、他方で商品改良や販路開拓などにより 2015年には累積赤字を解消していた。売り上げの 9割は「岩泉ヨーグルト」で、低温長時間発酵を 特徴とし、大半は首都圏向けの販売であった。 2015年には第3工場が完成し、ヨーグルト生産能 力は倍増したばかりであった。㈱岩泉乳業は近隣 地域の酪農家から生乳が持ち込まれ、加工される 拠点で、町の畜産業の発展に欠かせない存在であ るが、台風10号により被災し、被害額は約13億円 に達した。被災した生乳加工施設の復旧にあたっ ては「強い農業づくり交付金」(国1/2補助)が交 付され、2017年12月に事業を完了した(事業実施

主体は乳業再編協議会)。事業内容は旧第1工場を改修し、本社工場を整備し、2017年12月から岩泉牛乳の販売を再開した。旧第2、第3工場を解体し、新第2工場を整備し、2017年10月から岩泉ヨーグルトの販売を再開した。本社工場を含む復旧費は29億円に及び、本社工場完成後はフル生産体制となっている。役員・社員は被災前とほぼ同じ約60人体制を維持している。

なお、被災した(株)岩泉産業開発のわさび処理加工施設については国の農山漁村振興交付金、森林・林業再生基盤づくり交付金を活用して復旧した。

これまでの生活や産業の再建に対して公共土木 インフラについても整理しておく。ここでは小本 川の改修事業(事業費約154億円、事業完了予定 2020年度)を、河北新報 2017年8月28日付等を参 考にしながら取り上げる。注目すべきは氾濫した 小本川の下流域に位置する中島地区とくに地区青 年会の動向である。この地区は81世帯のうち51世 帯が全壊、6世帯が大規模半壊である。県は2016 年12月に町民に小本川の改修計画を示した。中島 地区には集落を堤防で囲む「輪中堤」建設を提案 した。県の説明は、「既存堤防のかさ上げでは、 堤が決壊したときに被害が拡大する」ということ であったが、地区にとっては、輪中堤を新設する には集落の農地を差し出さなければならず、大雨 時には堤防内が水没する可能性があるなどという 認識であった。

県との議論が平行線をたどるなか、地区の若手が青年会を結成したうえで、2017年1月頃から有識者の協力を得るとともに、自ら土地を測量し、過去の浸水記録を調べて代替案を検討した。結果、集落を通る国道455号をかさ上げすれば、輪中堤と同じ効果を発揮し、同時に避難路も確保できるのではないかという到達点となった。半年間の話し合いの末にまとまった県の改修計画には、中島地区の提案が採り入れられた(2017年7月)。地区住民サイドでは当初勝手に意見していただけで合意形成の場ではなかったが、勉強を重ねることで意識も変わっていき、顔見知りが集まる20人程度の意見交換会では身を乗り出して議論に参加した。

表5 岩泉町の復旧・復興事業一覧

	事業件数	予算額 (百万円)	予算額上位事業(百万円)
生活·住宅再建	11	453	被災者住宅等再建支援(135) 被災住宅応急修理(127) 避難所運営·炊出し(113)
産業再建 (被災農業者支援)	2	5	農作物災害対策支援(4)
土木系インフラ	8	1,661	公共土木施設災害復旧(1,481)
産業系インフラ	3	733	農地·農業施設災害復旧(478) 林道施設災害復旧(227)
その他インフラ	9	90	消防屯所復旧(19)
その他民有施設インフラ等	2	55	「ふれんどりー岩泉」 (介護施設)復旧(41)
第三セクター関係 インフラ	3	81	「道の駅いわいずみ」 災害復旧(74)
災害廃棄物処理	1	450	
地方税等免除	_	31	
その他	2	218	災害弔慰金(60) 携帯電話用伝送路復旧(42) 応援職員等職員体制整備(30)
合計		3,778	

(注) 一般会計の 2016 年度決算 (歳出) の状況である。 (出所) 岩泉町総務課提供資料から筆者作成。

それは住民同士の話し合いの場にもなった(岩手日報 2017年8月7日付)。専門的、技術的な側面が大きいハードの復旧事業において、一般的に住民参加の余地はそれほど大きくないにもかかわらず、住民がここまで主体的に活動し、県も何度も説明会等を重ねるなかで受け入れたことは双方を対象とする先進モデルと言えよう5)。

4-2 復旧・復興事業の状況とその財政構造

岩泉町は 2017年3月に災害復興ビジョン、同年 12月に災害復興まちづくり計画を策定している。 後者は 2017年度~2021年度の計画期間とし、復興 施策として次の三本柱を掲げる。第一に、集落の 形成であり、安全・安心な住宅確保、社会生活基 盤復旧、移住・定住促進、自治活動・住民交流支援、 被災者の健康・生活再建支援からなる。第二に、防災体制の強化であり、災害に強いインフラ整備、災害情報収集・伝達手段等の確立、避難施設等の防災機能強化、自主防災活動支援からなる。第三に、産業経済の再生であり、農林水産業・商工業の事業再開等支援、地場産業の再生と強化、自然景観の再生と観光産業の復興、産業を担う人材の育成からなる。また、これら三本柱とともに、災害復興まちづくり計画で言及されているように、今回の災害は河川の流域において形成された集落など、ほぼ町全域において被害が発生していることから、さまざまな分野において総合的な対応が必要になる。

ここでは町の平成28年度歳入歳出決算書やその 他の町提供資料などを用いて復旧・復興事業を整 理するとともに、その財政構造を明らかにする。 岩泉町の復旧・復興事業(2016年度決算時点)・ 一般会計分は表 5 のとおりである。発災日から 7ヶ月間という短い実績であるが、事業費の4割超 が十木インフラで、全てのインフラ災害復旧であ れば6割近くに及ぶ。これらのなかで、局地激甚 災害の指定により公共土木施設災害復旧は国の香 定のクリア分について国庫補助100%、林道施設 災害復旧は同ほぼ99%、農地・農業施設災害復旧 は同96%程度となる。他方、災害廃棄物処理や被 災住宅応急修理、避難所運営・炊出しの規模も小 さくない。被災住宅の応急修理は227世帯分で、 被災者生活再建支援金(161世帯)あるいは町独 自の被災者住宅再建支援金(建設・購入5世帯、 補修111世帯)の実績を上回る。なお、2018年6月 までの復旧・復興事業費に対する町の実質的な負 担(特別交付税やその他交付税措置などを除く) は10%強である(2018年7月の町総務課職員への インタビュー)。この水準は被災地サイドからみ れば、他の大災害との比較から妥当な水準に調整 してもらうというよりも、法制度上の財政措置や 県・町からの要望などの結果として何%となった、 被災者ニーズに応えながらできるだけ低い水準と なったというような捉え方にもとづくのであろ う。

復旧・復興事業の財源内訳をみると、一般財源 等が51%、県支出金が20%、国庫支出金が12%、 地方債が11%、寄附金が6%を占める。一般財源 等(19億円)の構造をみると、公共土木施設災害 復旧向けは6億円、農地・農業施設災害復旧向け は4億円、災害廃棄物処理向けは3億円で、これら 3つで7割に達する。県支出金(7.7億円)は公共土 木施設災害復旧向け2.5億円、被災住宅応急修理向 け1.3億円、避難所運営・炊出し向け1.1億円となっ ている。国庫支出金(4.6億円)は公共土木施設災 害復旧向け2.5億円、災害廃棄物処理向け1.2億円 で、これら2つで8割を占める。地方債(4.1億円) は公共土木施設災害復旧向け1.8億円であるが、こ れは国の災害復旧事業の対象とならない場合に、 町が単独事業を実施するに際して起債している ケースである。

特別会計(復旧・復興分)についても簡潔に整 理しておく (後期高齢者医療特会を除く)。簡易 水道特別会計(2.3億円、全体5.6億円)は簡易水 道施設災害復旧20億円、水道使用料免除5.6百万 円、翌年度へ繰り越すべき一般財源2.5千万円から なる。観光事業特別会計(8.0千万円、同2.6億円) は龍泉洞等災害復旧6.7千万円、翌年度へ繰り越す べき一般財源1.4千万円からなる。国民健康保険特 別会計(2.7千万円、同16億円)は国民健康保険税 免除1.5千万円、一部負担金免除1.3千万円からな る。介護保険特別会計(2.1千万円、同14億円)は 介護保険料免除1.5千万円、一部負担金免除5.4百 万円からなる。公共下水道事業特別会計(1.7千万 円、同1.9億円) は下水道施設災害復旧1.6千万円、 下水道使用料免除55万円、翌年度へ繰り越すべき 一般財源4千円からなる。

岩泉町をはじめ大災害を経験した自治体職員からよく聞くことだが、その初期には局地激甚災害の指定により引き上げになるとわかっていても、国庫補助率がどうなるのか、国庫補助の対象になるのか否かが財政運営上の最大の不安となる。この点は発災の時期も影響するが、会計年度の区切りとなる3月末に近いと時間との勝負の性格が強くなる。救助に限らず、応急復旧の局面も時間と

の闘いであることから、財源ありきでなくても対応できるのか、国の災害査定に伴う必要書類(被災状況の写真など)を揃えることができるのか、どこまで正確に必要な経費をはじき出すことができるのかといったことは典型例である。災害査定は公共土木施設だけで373か所に及ぶ。なお、同じく自治体から頻繁に聞くことであるが、国の災害査定にかかる職員の事務量が膨大で、マンパワーの不足の中で疲弊してしまう。近年、頻発する大災害を受けて国は災害査定の効率化(簡素化)や事前ルール化を進めているが、自治体目線では小さくない課題が残っている。

5. 被災事業者に対するインタビュー調査結果 5-1 岩泉町

本節では筆者が発災以降、数多くの被災事業者に対して行ってきた、被災・復旧状況や公的支援などに関するインタビュー調査からいくつかを取り上げる。インタビューの時期、相手方、調査結果の順で記載するが、相手方についてはできるだけ特定化されることを避ける表現としている。

① 2016年10月25日、2017年9月9日 観光施設· 社長夫人

安家地区にあるこの観光施設は国指定の天然記 念物で日本一長い鍾乳洞 (総延長 23.7km) をウリ にし、現在の経営者による経営は1994年からであ る。今回、業務時間外だったとは言えスタッフを 失うとともに、大量の浸水により鍾乳洞は完全に 水没した。洞内の足場(木製)の多くが壊れた。 敷地内の小屋は使いものにならなくなり、新設と なれば最低5、60万円になりそうで、思案中である。 駐車場付近の倉庫には販売商品をストックしてい たが、だめになった。洞内に複数箇所設置されて いる非常電話も壊れた。今回、高い場所にあった 照明・音声器具など多くの電気系統が奇跡的に利 用可能であった。とにかくどこまでが公的支援の 対象になるかが不安であるということであった。 こうしたなか、100人超のボランティアが復旧作 業に携わり、2016年10月初旬に仮オープンしてお り、洞内の一般公開エリアは通常どおり入口から

420mほどまでである。冬季休業期間以外は無休で営業している。社長夫人いわく、入場者が減少するなか、東日本大震災、台風10号でダメージを受けたが、2016年は入場料を半額にしてボランティアが多く来てくれた。2017年の入場者は支援の気持ちからか台風災害前に戻ったが、経営を持続することができるかが悩ましい(年間 4,000人弱の入込)。施設も縮小しており、東日本大震災後に食堂をやめた。なお、本施設は町道から砂利の脇道に入り、60m~70m上った場所に立地するが、この脇道がえぐれた。この道路は今回、町道、県道、森林組合等の所有でなく、町に問い合わせると複数人で共有する私道であり、個人ベースでの修繕対象となっている。

公的支援に関して小規模事業者持続化補助金は 洞内の階段の修繕やヘルメット保管用のスーパー ハウス、ポンプ、ホース、事務所のドアなどが対 象となった。客用ジャンパー、ストーブ、ヘルメッ トなどはなりわい再生補助金で申請中であり、両 補助金の存在により、本当に救われた感がある。 今後、1日100人来場してもさばけるし、実際、夏 休みに120人~130人の時もある。涼しい洞内を楽 しめる夏休みやゴールデンウィークはかき入れ時 である(町内随一の観光施設である龍泉洞とセッ トで来る人は少ない)。リピーターを含め、足を 運んでもらう努力をしないといけない。たとえば、 ホームページはほとんど更新していないので、そ の他の発信方法も含めてもっと工夫がいるのかも しれない。また、どこから来て、どこへ行ってい るのか観光ルートは窓口での会話からしか把握し ていないので、詳しく把握するのも大事かもしれ ないと話していた。

② 2018年7月11日 旅館·女将

この旅館は安家地区の安家川沿いに立地し、現在のスタイルは1960年代なかばからである。川釣り客が中心、料理は地元産中心で、大広間も備える。また、地区唯一のガソリンスタンドも経営し、灯油宅配、除雪活動、廃品回収などにも携わる。女将は地区のリーダー的存在で、安家地大根保存会の会長等にも就任している。今回、平均1.5m

の浸水であるが、旅館全体というよりも局所的な被害が特徴である(住居兼用で、全壊判定)。旅館での正規の宿泊客の受け入れは2018年4月からである。商売にかかる主な公的支援の申請はこれからになるという。大規模な河川拡幅事業の動向を見極めるために、旅館の外観には手を加えず、内装には1千万円には届かないとしてもかなりのコストをかけて通常の業務と並行しながら修繕している最中である。旅館前の道路は河川拡幅工事に伴う位置変更のうえ、1mのかさ上げとなる。問題は旅館の駐車場の一部が事業エリアになり、補償対象になることに加えて、旅館が道路から低い状況になるために大雨時等に水がたまることになる。しかし、県の事業担当者は大丈夫の一点張りという。



(写真1) 安家地区の安家川 (2018年7月撮影)

今後についてはガソリンスタンドも河川拡幅・ 道路拡幅事業のエリアになり、補償対象になるが、 補償価格に納得できないものの、新たな敷地の範 囲内で何とか経営できないか模索中という。そも そもそれは赤字部門で、貯油タンクの整備には莫 大なコストを要する。また、空き家も所有してい るので、福祉的な活動に利用したいと思っている。 しかし、地区の甚大な被害および河川拡幅事業な どの影響から、地区内では応急修理した既存の商 店も移転後には商売を続けない、あるいは高齢の ためじきに店じまいするケースが数軒あり、とく に小売業(日用雑貨店)はゼロになる恐れがある。 なお、旅館へ向かうための町内の国道455号線の 交差点から20㎞に及ぶ県道7号では路肩崩落が11 か所残っており、うち2か所で片側通行、さらに2 か所で片側通行に等しい状況であった。

③2017年3月22日 自動車整備工場・社長

この自動車整備工場は小本地区にあり、主な業 務は車両の塗装である。築34、5年の事務所兼工 場が浸水50cm~70cm、二重被災となった。東日本 大震災と同じくらいの浸水高だが、今回の方が泥 の流入がひどくて、設備の内部も含めてかきだす のに苦労し、全ての泥出しは無理だった。被害総 額は100万円超に及ぶ。設備面では東日本大震災 時に被災し交換した半自動溶接機が再度水に浸 かったけれども動いている。洗車機やモーター、 水道用ポンプも浸水したが動いている(部品修繕 のみ)。タイヤチェンジャー(モーター付)はだ めになった。その他、ホームセンターで安い金属 製棚をいっぱい買ってきて、底部に大小のタイヤ をつけて可動式に変えて動かせるようにしてい る。さまざまな器具等を置くためであるが、タイ ヤが最も高くついて持ち出し10万円くらいという ことである。年齢69歳であることから、そもそも 自分で工場を建て替えることは考えていない。ま た、設備等も何でも新品は無理である。公的支援 は利用していない。一部損壊ということはあるが、 公的支援はありがたいものの、まず自分でできる 復旧は自分でやろうと思っている。

5-2 久慈市

岩手日報2018年3月7日付によれば、「久慈商工会議所が17年10月の4日間調査した市街地7地点の歩行者数は1万9645人で、過去最低だった前年同期比3040人減った。台風豪雨では被災した市内各地の544事業所のうち538事業所は営業を再開した。一方で、中心市街地に目を向けると、約330店舗のうち空き店舗が80店(17年12月現在)を占める。さらに所有者の高齢化や連絡が取れないケースもあり、賃貸可能な空き店舗は37店にとどまる」ということで、再建がゴールではなく、台風10号、東日本大震災の前から抱えていた問題にしっかり向き合わなければならない。

①2016年12月10日 喫茶店·経営者夫婦

まずこの喫茶店(自宅は別にある)がある久慈 駅近くの本町の商店街(商店会メンバーは30軒程 度であるが、メンバーでない店舗が少なくない) では1m~1.2mの浸水があったにもかかわらず、 2016年11月末の初めての現地訪問時には、同年12 月中にほぼ全ての店舗が再開・再開予定であった。 この喫茶店はいわゆる裏通りに面しており、サン ドイッチ、ピラフ、パスタ、ドリンクなどを取り 扱い、それぞれの種類が豊富である。夫婦による 経営は49年目に入り、2013年の NHK 連続テレビ 小説「あまちゃん」の舞台のモデルとなった。同 店は最大床上1.2mの浸水で、厨房設備・器具をは じめほとんどの商売道具が使えなくなった。とく に冷蔵庫・冷凍庫が計4台だめになった。また、 飲食店の被害の特徴としてまな板やコップなど小 さいものが多数ある。修繕費用は200万円に及ぶ。 こうした状況のなか、早々に業者を手配し修繕に 着手し、ボランティアの協力もあって2016年9月 中旬に再開を果たした。

まず小規模事業者持続化補助金(事業名称「快 適空間創出とモーニングサービス実施で顧客獲 得・売上拡大」で後に採択)を申請したが、補助 対象は冷蔵庫やコンロのような大型・中型の厨房 設備で、コーヒーカップ・皿や店用の電話は対象 外と想定している。とはいうものの、経営上、補 助対象になるものを優先的に手配するということ にならない。そして、手続上の事務処理が煩雑で あった。とにかく写真を含め提出書類が多くて、 記載事項が細かい。申請にかかる説明会にも店を 閉めて行かなければいけない。そもそも国の説明 が粗くてよく理解できない、説明会に行かない方 がよかったという人もいた。このため、聞いたと ころによると、申請を断念した年配の事業者がい るよう。そもそも年をとると、ローンもきかなく なる。衣料品店の販売商品の服が泥で汚れ、売れ なくなったが、代替品の購入は補助対象外のよう である。市や商工会議所が寄り添ってフォローし てくれるとか、安心感を与えてくれるだけでも復 旧に対する姿勢は少しでも積極的になると思う。 なお、経営者は貸店舗1つを持っており、スナッ

クに貸していたが、被災を機にやめたとのことであった。また、台風による被災の直後に他所へ移って再スタートした経営者がいるが(テーブルやイスがあらかじめ設置されている空き店舗に移った)、公的支援の対象外となり悔やんでいるという声を聞いたそうである。

②2017年3月23日 クリーニング店・社長など このクリーニング店は最も浸水高が高い表町地 区に立地し、3階建ての鉄骨造り(兼用住宅)で、 約40年の経営実績がある(隣接地区での実績を含 む)。全国・地域のチェーン店の取次店でなく、 全ての工程を自分たちで行うことから、店舗も数 倍大きい。今回、1.7mの浸水(道路からみた浸水 高で、店それ自体は 1.2mほどの浸水) を経験し、 客から預かっていた数千点の衣類や大型洗浄機は 泥まみれとなり、機械類や車両で4、5.000万円の 被害額になるという。乾燥機やボイラーは新し かったので、ダメージは大きい。そして、何より も客の衣類等についてはクリーニングしない代わ りに、クリーニング代を弁償したり、店側から請 求する代金を請求できなかったりした。クリーニ ング店における浸水のやっかいな点として、カー ペットや衣類等が水を大量に吸ったので、水分を 抜くのに何日も要しただけでなく、台風から約 1ヶ月間は湿度が90%以上となり、自分たちの洗 濯物が1週間たっても乾かないことがあった。ま た、水を吸った壁が数か月後にはがれてきたり、 直後には作動していた機械が後に壊れたりした。 洗い流して利用できる器具・設備等は使うように し、機械類の入手待ちもあって、2016年11月下旬 に営業再開したが、全ての機械等が揃ったのは 2017年1月下旬であった。

大量の水を利用するという店舗の性格をもつなかで、汚れた預かりものについては洗って処理できるのであれば、ひとまず洗い流すことになるが、水道使用量の急増が気になっていたので、水道料の減免を早期に打ち出してもらえれば思い切って作業ができた。なりわい再生補助金については申請してもいつ補助金がでるかわからないが、支援を受けられるのであればありがたい。自己負担に

ついては融資もやむを得ない。カーペットの張替 え、設備の更新、壁の色塗りに加えて、壁につい ては土が入っているかもしれないのでいったんは がしてから新しくしたいと思っているが、どこま でが補助対象になるのかわからないので、正直手 をつけられない。壁は応急的にペンキ作業してそ のままであった。2016年12月に入ってようやく対 象になることがわかった。もう少し素早い対応と きめ細かい情報提供があればよかったのではと思 う。なりわい再生補助金のサービス業は上限200 万円が原則だが、店舗の性格上マッチしないのは 明らかで、上限を引き上げてもらい、2,000万円の 枠組みで処理してもらいたい。サービス業等で建 替え・入替えによる復旧で復旧費が多額となる場 合は補助限度額が 2.000万円に引き上げとなるよ うな話を聞いているので、2,000万円近くの交付を 想定して申請するつもりである。機械類等は中古 品で賄うことはしない。クリーンニング業は多く の作業工程が一連で成立しているので、1つの機 械が調子悪くなると、全てに影響が及ぶ。なお、 小規模事業者持続化補助金については適用外なの か、手を打てないみたいなことを言っていた。サー ビス業の補助対象は宿泊業・娯楽業とそれ以外で 分かれており、後者は常時使用する従業員の数が 5人以下でこの店は該当せず、何とかならないも のかと口にされていた。とにかく津波を含め水害 についてはよりスピード復旧が問われる。夏季の 災害でもあったので、とにかく臭いがきついし、 腐食するし、さびやホコリもひどい。今回、店舗 の性格もあって、持ち出しをおそれてなかなか手 をつけられなかったし、機械の搬入待ちにも出く わした。

③2017年3月22日 ホテル・スタッフ

このホテルは本町地区にあり、1967年にオープンし、1980年に大規模な増築を行った。木造と鉄筋が半々の3階建ての部屋数12室、収容人員40人の比較的小規模な宿泊施設(住居兼用)である。浸水は平均1m弱(半壊)で、1階のボイラーが完全にやられ、厨房設備、部屋、風呂、トイレなどが水につかった。修繕額は建物だけで1,000万円

超になり、冷蔵庫3台、洗濯機、食器洗浄器、食器棚、ガスコンロなど設備は500万円くらいになる見込みである。宿泊業は食器、テーブル・イス、座布団など細かいものが非常に多い。とにかく営業再開できる条件を整備したかったので、厨房と食堂を復旧させ、風呂場を応急修理し、無傷であった2・3階を利用し、宿泊できるようにした。とくに業種上、衛生面で洗浄・消毒などには神経を使った。早期復旧に向けて親戚等の協力を得て、2016年9月末から工事業者を受け入れる形で仮スタートして、厨房が10月末にフル稼働するようになって本格復旧の形になってきた。それでもその間、団体の受け入れがいくつか決まっていたのをキャンセルしたので大きな痛手であった。

小規模事業者持続化補助金については事業名称 を「受け身から攻めの旅館業への転換。攻めの営 業で新規顧客開拓」とし、販売促進の内容で記述 したうえで車両1台を申請し、採択された。この 補助手続きでは煩雑すぎる作業で正直疲れたが、 手伝ってくれた人もいてどうにかこなせた。なり わい再生補助金については上限2.000万円となるよ うに申請したいとのこと。施設の床や壁、天井の 修繕、高額の電話交換機など対象になるか不安な ものも申請しておく。ただし、自己負担が生じる から、これまでの施設・設備の規模から少し縮小 するかもしれない。また、いったん補助分も立替 えなので、一層考えてしまう。今後はフル修繕を 目指すが、業者がみつかりにくいのが不安材料で ある一方で、比較的工事価格は高騰せず落ち着い ている感じなので、見極めていきたい。

④2017年3月22日 中華料理店·経営者

この飲食店は本町地区に立地する。中華料理の 提供は約20年であるが、前身の食堂を入れると、 60、70年の経営になるという。と言っても、本格 的なフルコースの提供でなく、前身の食堂の性格 を強くもち、いわゆる定食が主体である。現在の 店舗は築20年くらいで、住居兼用であり、5つの テーブルがあり、30人が入れるくらいのスペース である。ランチ、弁当配達、宴会を手掛けるが、 夜の部は宴会がない限り客入りは少ない。今回、 約1m の浸水となった (半壊)。被害額は冷凍庫、 冷蔵庫、食器洗浄器、テーブル・イスなど150万 円ほどになるという。復旧にあたって新品は多額 となるので、中古品を買うことにした。電化製品 もとりあえず大型の家庭用にした。テーブル・イ スは2階に保管していた以前のものを再度使って いる。小規模事業者持続化補助金については書類 作成で商工会議所にいろいろと手伝ってもらい本 当に助かった。結果、事業名称「弁当部門・宴会 部門強化による新規顧客獲得」とし、採択された。 具体的には、主に工場に営業に行って新規顧客を 獲得する。申請90万円で2/3の60万円の満額が採 択されたが、中古車の購入が認められて助かった。 冷蔵庫などの支払いは終わっていないので、交付 申請していない。立替え払いは正直きつくて、無 利子で貸してくれることがベストと思う。なりわ い再生補助金については聞いたことがないとい う。今後は規模縮小も考えざるを得ないが、努力 は続ける。

5-3 宮古市

宮古市の商工業被害については1,122事業所が被災し、被害総額は127億円に及ぶ。そして、大震災でグループ補助金を受けた256事業所のうち、半数の138事業所が今回も被災し、二重被災となった。岩手日報 2017年2月18日付は、「市によると17日現在、鮮魚出荷会社1社が廃業したほかは、ほぼ全ての事業者が事業を再開している」と報じる。なりわい再生補助金には同月15日現在、100件以上の相談があり、23件が交付されたようなので、出だしはそれほどでもなかったことになる。

①2017年3月23日 A商店街振興組合・事務局長この組合は A町商店街のうち60軒、B商店街のうち30軒を組合員とし、今回、海側から水が入ってきたため、海側に位置する後者の被害が深刻であった。また、多くの組合員が東日本大震災に続く二重被災となり、2回目となると精神的な負担があまりに大きすぎるという声が相次いだそうである。数軒が主に台風による被害を理由に店じまいした。ただし、B商店街は誰も店じまいしてい

ない (経営者の高齢化や健康悪化などの理由を除 く)。

組合というよりも、東日本大震災時の支援経験から個人で事業者による小規模事業者持続化補助金の申請を手伝ったという。組合に限らず市全体でも採択は少なく、採択基準が厳しいというよりも、手を挙げる事業者が少なかったのではないかとのこと。この補助金について市商工会議所は情報発信のみしただけで、具体的なフォローに手間をかけなかった。たとえば、書類作成の基本的なこと、説明会の開催などくらい。商工会議所としては全面的支援を「やらない」と「できない」の両面があったかもしれない。

被災事業者は何とか時間を作って説明会に行っ たくらいで、高齢事業者は近い将来の廃業もあり 諦めモードになったり、関係ないという雰囲気に なったりして、その他も手間が多そうとか、メリッ トがみえないなど直観で消極的に処理していたの ではないかという。他方、事業者からは細かい金 額にも対応してくれそうなので、そのなかにはな りわい再生補助金と棲み分けして上手に使うよう なケースも聞いている。グループ補助金も該当す るが、設備等の復旧について個々の財産形成とな り、適正な管理が求められるので、数年でやめる ことは想定されてないし、監査が入り、返還にも なりうるし、多くの事業者が安直に考えて補助金 申請する側面は否定できないのではないか。なり わい再生補助金はルールにあまりとらわれず、 個々の状況に応じてうまく枠はめして上限引き上 げとかいろいろ工夫されているみたい(電子機器 などは一部でも水につかると使いものにならなく なる)で、こうした点では行政の柔軟化が目につ く。最後に、公的支援のあり方についてお聞きす ると、台風については激甚指定が制度的には精一 杯なのではないか、別言すれば、事業者が実際に 被災して、公的支援策を聞いてたいしたことはな いと言うのであれば、少し筋違いのように思われ る。東日本大震災時は特例の特例で、事業者が当 時のような支援制度の適用を期待するのはどうか と思わざるを得ないということであった。

②2017年3月24日 デイサービス施設・経営者 この施設は末広町にあり、今回、約70cmの浸水 となった。また、個人で先立って経営していた接 骨院も被災した。岩手日報2016年11月10日付によ れば、「施設の送迎車4台が全損したほか、毛布や 布団が泥にまみれた。接骨院は1台数百万円する 治療機器6台が全損し、被害額は震災を上回る約2 千万円に上る。接骨院は震災発生の約5年前、同 市末広町に開院。開業資金など約3千万円を借金 して事業を始めたが一被災し、持続可能性があま り見いだせず、デイサービスにも着手していた。 今回、2014年「に買いそろえた機械が全損し、借 金が約5千万円に膨らむ中、接骨院は9月末で閉店、 廃業も検討している。当面、デイサービスの事業 だけで返済を続けなければならず、先行きは見え ない」。経営する法人は二重被災であるが、大震 災復旧にあたっては東日本大震災事業者再生支援 機構に二重ローンにかかる諸手続きを行い、多額 の債務を買い取ってもらい、事業再開を支援して もらった経緯がある。また、当時、接骨院(保険 適用業種) はグループ補助金の対象外で、市独自 の補助金でも同じことを言われて路頭に迷った。 接骨院は3年前に再スタートしたが、今回、被災 した。この際、接骨院の機器はリースであったが、 災害の際には公的支援の対象になりにくいという ことで購入することにした。この時、さらに金融 機関から多額の資金を借り入れした。それが被災 し、全ての機器がだめになった。しかし、今回の 台風10号ではリースも公的支援の対象になる。ま さに、何から何まで悪い結果に終わっている。正 直、台風までは強気でやりくりしてきたが、今回 心身ともに疲弊している。自己破産の方が楽にな れるかも、と時々考えてしまうという。

他方、デイサービス施設については損害保険適用である程度の資金バックとなるが、被害額には到底届かず、復旧にあたって送迎用車両は中古で3台を揃えるという選択にした(施設の土地は自己所有地で施設は築40数年)。なりわい再生補助金についてデイサービス施設の復旧に対しては申請どおりにいけば50万円交付される。たとえば、

トイレ、エアコン、床の張替えなどで、他方、ストーブ、パソコン、イス・テーブル、車両は対象外である。国・県の支援のあり方としては「頭脳」にかかる支援を望む。つまり、起業・新業種展開、経営面のアドバイスが欲しい。そもそも真面目にやってもなかなか利益がでないので、介護等の制度上の問題がある。なお、デイサービスの建物(3階が住まい)のローンもまだ残っており、会社(個人分、住居分を除く)だけでも6,000万円超の負債があり、スタッフの雇用も確保しなければならず、一生働き続けることを覚悟しているという。

③2017年3月24日 印刷会社・社長 この印刷会社は1960年創業で、総合印刷や編集 企画を主な業務とする。海から数キロ離れた松山 地区に立地するが、今回、200m~300m離れた閉 伊川の支流である長沢川の堤防決壊により最大 2.3mの浸水となった。被害額は約2億円に及び、1 階の製本や制作の作業場や撮影室などが使いもの にならなくなった。また、主な被害は印刷機、製 版設備、オンデマンドなど高額なものばかりで、 印刷機では8,000万円のものもある。被災直後にお おまかな算定であったが、修繕だけで6,000万円に なると言われて、そこまでするなら新品にすると いう考えに至った。今回、被災後、早々に資金を 工面して、再建に取り組んだ。また、インターネッ ト上でのクラウドファンディングによる資金集め にも成功した。早期再建に迷いはなく、後からで も公的支援でできるだけカバーしてもらえること が理想であった。補助対象になるものから購入と かは全く考えなかった。新たな機械の搬入待ちに 直面したが、幸い業者が急いでくれ、2016年12月 末の搬入となり、実質3ヶ月ほどだけは外注でつ ないだ。新品購入にあたっては、業者が価格を引 き下げてくれる協力があった。今後も商売を続け て欲しいという応援の意味があったのではないか とのこと。結果、中古品の価格よりも安く提供し てくれた。支払いを待ってくれたこともあったし、 発電機やトラックを無償で貸してもらったことも あった。延べ数百人に及ぶボランティアも泥だし

等で早期復旧に協力してくれて、2017年1月には

仮再開となった。20人超のスタッフのうち解雇は ゼロ、台風被害を直接の理由にして退職したス タッフもゼロである。被災したから、スタッフを 縮減して製本だけを行うという選択肢はない。大 都市の印刷業であれば、分業化が進んでいるが、 小都市では全てこなせないと仕事にならないこと が多い。今回、なりわい再生補助金は上限額を交 付してもらわなければ復旧コストの負担感があま りに大きい。今回、申請にあたって手続き上の苦 労はあまりしていない。

④2018年1月12日 商店・社長

この商店は新町地区に立地し、創業は1902年(明 治35年)で、インテリアとギフトを取り扱う。ス タッフは9人である。今回、2mの浸水で、水害ゆ えに大型の備品等が流失の際に建物の壁や他の備 品等に損失を及ぼし、被害が拡大した。ここも二 重被災である。大震災時に加えて、台風10号時に も保険に加入しておらず、その限りの補償は何ら なかった。また、1948年のアイオン台風では 2階 まで浸水した経験もある。今は火災保険に加入し、 販売商品を含めあらゆるものを補償対象にする (保険代は年間60万円程度)。今回の被害額は東日 本大震災時の約6.400万円には及ばないものの、約 1,800万円(2/3超は商品)となり、他方で、精神 的な苦痛は格段に大きいという。大震災の経験も あり、復旧作業のペースは早く、1ヶ月強で再開 にこぎつけた。岩手日報2017年7月31日付によれ ば、同店は5月になりわい再生補助金で事業経費 342万円のうち「159万円が交付された。だが、合 計数百万円とみられる陳列棚などの買い替えは自 己負担しで、震災時の借り入れも残る。そもそも 水をかぶり、販売できなくなった商品は公的支援 の対象にならない。暖房器具、店舗床改修、トイ レ改修くらいしか補助金の対象にならない。事務 机・イスやパソコンといったやや小さいものに加 えて、コピー機、什器、応接テーブル・ソファ、金庫、 電気掃除機(業務用の大型)は補助対象にして欲 しかったし、各種の棚は自分たちの販売スタイル に合わせて特注している場合もある。資産として 計上しているものや建物に付随しているものしか 公的支援の対象にならないようだが、設備・備品 は単体で被害を判断することから、それぞれをワ ンセットにして対象として扱うこともあり得る。 もう少し店舗の特性にあった補助にして欲しい、 という切実な思いが吐露された。また、ないわい 再生補助金については手続き面で煩わしさを感じ なかった一方で、補助率を上げて欲しかったとい うことであった。今後は、防災対策として土のう を200個購入する予定である。また、災害時に人 力で組み立て、浸水75cmまで防げる文化シャッ ターの購入を予定する。これは場所、条件によっ て切ったり、オーダーメイドにするが、業者が災 害対応で多忙であることから手続きが進んでいな い。商品を避難させる倉庫(もともと高い場所に 設置)を持っているが、定期的な防災訓練、一層 の対策を行いたい。

⑤2017年3月23日 ホテル・スタッフ

このホテルは地元資本で新町地区に立地し、部 屋数130室を超える市内大型宿泊施設で、スタッ フは計7人(清掃は委託)である。建物の特徴は 1997年築、鉄筋コンクリートである。東日本大震 災では1.5m の浸水である。2011年5月下旬に再開 したが、グループ補助金を活用していない。主に 県・市負担のある中小企業被災資産修繕事業費補 助金を活用した(上限2.000万円)。被害額は少な くとも 2.000万円 (事務機器が高くついた) であっ た。今回は40cm~50cmの浸水である。被害額は 1.000万円弱で、そのうち食堂の改修費が200万円 ~300万円で、その他には機械系の改修で冷蔵庫 やエレベーターなどである。今回、台風で浸水す るとは予想外であった。損害保険金が受け取れ、 充当できるので、今のところ公的支援の利用は考 えていない。なお、宮古市への他自治体からの派 遺職員が宿泊利用していた。

⑥2017年3月23日 理容店・店長

この店は向町地区にあり、海から600mほど離れた場所に立地する。店舗は 1991年築で、今回、70cmの浸水である。泥の入り具合は少ない。この店は台風後、メーカーから理容イス1台だけ借り受け、そして、動かないイスをいくつか並べて10

日くらいで暫定的に再オープンした。2017年2月 中旬に完全再開となった。住まい兼用で、店から みて奥側が住居エリアであるが、37、8年前の建 築で、今回、公的支援の応急修理制度を利用した。 住居の修繕コストは100万円である。そのうち床 と壁の修繕がかさばる(修繕のやり残しが少しあ る)。家具とかも水に浸かったが、洗って再利用 している。今回、店舗は修繕コストに400万円(同) を要し、それでも被害額の方が大きいと認識して いる。修繕費のうち最大は理容イスで、電気系も 搭載されていることによる。東日本大震災でも被 災し、この時の方が被害は大きいが、大震災後に 理容イスを4台から3台に減らしていた(最多時5 台)。公的支援についてはなりわい再生補助金を 申請するつもりである。その手続きはだいぶ手間 がかからないと聞いてほっとしている。既に修繕 した設備等との関わりを言えば、洗髪用設備を4 台から2台にして、これらは新調せずそのまま利 用している。そして、3台目としてバージョンアッ プしたものを新規導入した(価格ベースで2倍と なる40数万円)。ハサミは細かいもので対象外の 扱いとなり、理容店としては困っており、理容イ スも対象外にならないか不安である。また、店の トイレを和式から洋式にして修繕したが、単なる 復旧ではなくバージョンアップであると言われ、 補助対象外となるかも不安である。資産台帳にな い細々とした備品を対象外とせずに、補助対象に して欲しい。たとえば、経験上、ハサミ(理容店 なので高額なものを使用する)、化粧品、タオル などである。また、大震災当時は手続きが煩雑で あったにもかかわらず、早く書類を作成せよとな り、非常にとまどったので、今回、改善されてい ることを願う。

⑦2017年3月23日 飲食店・店長

この店は大通り地区にあり、現在の場所には1976年に来たが、創業は1953年である。店頭にはメニューや価格を掲載した看板はなく、店内に入ってみてメニューが中華そば(550円)の1つしかないことに気づく。店内は4人がけテーブルが4つある。時折、メディアで高い評価をもって取

り上げられる。この店は息子が台風10号前に4代 目としてUターンして、母親とともに切り盛りす る。ここも二重被災であり、東日本大震災時には 2.2m、今回90cmの浸水である。大震災時にはグルー プ補助金を利用した。大震災での被災を機に、住 まい兼用をやめて住まいは別にする。今回、なり わい再生補助金を申請予定である。被災した箇所 はほぼ全て修繕した。補助金申請に伴う修繕コス トは230万円くらいを想定し、修繕コスト全体と して300万円くらいかかりそう。主にガスエアコ ンの室外機と洗浄器が浸水で使えなくなったが、 10万円を超えないと補助対象にならないかと不安 である。また、食器は個々でみれば安価であると 対象外になりそうだが、まとめると結構な金額に なり経済的ダメージは小さくない。スープの原材 料である小麦粉も13万円~15万円分を仕入れたも のがだめになっており、対象外で困っている。な お、店主らは小規模事業者持続化補助金の存在を 知らなかった。

⑧2016年10月25日、2017年3月24日 水産加工事業所・社長

この事業所は藤原地区にあり、小規模であるも のの江戸時代から続く老舗である。戦後だけでみ ても何度も大災害で被災している。たとえば、ア イオン台風では親族を亡くし、東日本大震災では 1mの浸水で工場1階(2階建て)が完全に水に浸 かり、ほぼ全ての設備等を損失した。そして、台 風10号では1mの浸水で、工場1階の設備はほぼ全 滅で、修理で対応した。そのなかには、グループ 補助金を活用して復旧した設備があったが、今の ところ、自治体からは廃棄手続きをして欲しいと のことだけである(後に小規模事業者持続化補助 金等の対象になることがわかった)。「全損→買換 え」には支援する一方で、修理に対する支援はな いということであれば、全損にして買い替えても らう。なお、自家用車3台も水に浸かり廃車となっ た。また、市では (二重) 被害に対する支援内容 はこれから議会で検討されるということであっ た。後日、電話インタビューした際に、小規模事 業者持続化補助金 (第1次分) に採択され、事業 名称は「茎わかめ生姜漬を商談会で提案し取引先 &売上アップ事業」であることがわかった。

2度目の訪問時には修繕はひと通り終えていた。 被害のうち90%以上は修理対応であった。フォー クリフトも2台所有のうち1台やられたが、以前の スピードでないものの一応作動するので使い続け ている。小規模事業者持続化補助金は外注費(作 業効率化・生産性向上に関わる内容)として申請 し、上限の100万円を調達できた。つまり、150万 円を経費申請し、主なものは真空包装機であった。 真空包装機は2台で90数万円し、下部にある付属 のポンプがやられた。補助金申請に際しては書類 作りを非常に急がされ苦労した。市内で勉強会が 開催されたが、修理費は対象外と聞いていて行か なかった、あるいは行ったけれど制度がわかりに くかった、第2次申請の採択は厳しくなるという 情報があり、諦めた事業者が多かったとのこと。 他方、大問題となったのは、修理費が認められな かったことである。したがって、申請できるもの は限られる。なりわい再生補助金については修理 も対象になるので申請するつもりだが、補助上限 も高くないので、申請できるのはフォークリフト くらいということであった。

5-4 その他

①2017年3月23日 C漁業協同組合・組合長

今回、岩手沿岸のサケ・マスふ化場20か所のうち10か所が浸水や損壊の被害にあったが、そのなかでも漁協経営の下安家(野田村)、小本(岩泉町)、松山(宮古市)、県営の県北(野田村)は壊滅的被害を受け、9月以降の2016年度については稼動困難となった。それらはサケ稚魚の生産量で全体の2割を占め、基幹ふ化場(生産量の少ない県北を除く)であるが、震災後の採卵数減や稚魚放流数減から回復しつつあったとはいえ、厳しいサケ・マス増殖事業において良質の稚魚を生産し、戻ってくるようにする主目的を遂行できない。基幹ふ化場の事業の停滞による採卵数の減少は稚魚放流数の減少につながり3、4年後の漁獲低下を招く。4年後の漁獲量減少は避けられず、さらに4年後採

れる卵の量が減る悪循環に陥りかねない。

こうしたなかC漁協を訪問し、漁協それ自体やサケ・マスふ化場などの被災・復旧状況についてインタビューした。漁協事務所やふ化場などは安家川の下流、つまり、海から少し入った川べりにある。良質の水を確保するという意味でも、水害に対してハイリスクの立地も受け入れなければならない。ふ化場は第2次世界大戦前から経営されている(組合としては1949年から)。本人(元建設会社勤務)の父、祖父も組合長であった。スタッフは台風前8人(台風後6人)で、大震災前の会計規模は1.4億円程度であった。組合員は30人ほどで、大半が70歳以上である。基本的に川での漁だけで食べている組合員はいない。ふ化場は2017年9月に部分復旧した。

C漁協は安家川からの濁流や流木で事務所や施設が壊滅的な被害を受けた。魚に加えて飼育池、作業所、加工機械、養殖用の網、フォークリフトなどが損害を受け、被害額は7億円強に及ぶ。サケ・マスふ化場の被害も深刻である。ふ化場6か所のうち大震災では5か所が被災したが、今回は全て被災した。放流数の実績や業務の体制など全てが震災前の状況に戻った矢先の被災であり、さらに10倍ほどの泥をかぶり、今回の方が明らかにひどい。組合長いわく、二重被災では立ち直るモチベーションが1回目のように盛り上げられない。サケ漁がスタートしてすぐの被災が追い打ちをかけた。県や全漁連の協力が本当に救いになると述べていた。

今回の主な公的支援はTPP用の補助金で施設を復旧している。災害とは直接関係ないが、使えそうな高率の補助金が充当された。つまり、TPP対策に向けて生産量増や機能強化を目的とする条件で合致するようにした。復旧事業費の大半が補助金対応となる。残りは自己負担で1億円強になるのではということ。自己負担は岩手県信用漁業協同組合連合会の無利子無担保のものを利用している(3年据置・20年返済)。ただし、補助事業それ自体に対しては事業終了までに支払い、消費税処理を終えていなければならないという高いハード

ルがある。財源捻出は通常事業の業績をあげることであるが、組合長を中心に人件費の大幅抑制があげられる。なお、岩手県さけ・ます増殖協会が自己負担の半分を補填してくれる。ただし、この協会は大震災時の多額の支出を余儀なくされ、財務面ではかなり脆弱になっている。

こうして 2018年春の放流事業に間に合うことになる。なお、C漁協の展望としては、岩手日報2017年7月6日付によれば、サケやサンマの不漁が続くなか、価格も高いサクラマスの潜在性に着目し、県は同漁協が独自に手掛けてきたその増殖に対する支援を展開する。県は「春から夏の定置網での漁獲や遊漁料収入の確保につなげようと、従来の稚魚の生産・放流などに加え本年度、採卵用の親魚の成長促進事業を予算化」した。

②2017年10月28日 宮古市D地区(自治会)会長、2017年7月14日 D地区居住で二重被災となった個人

今回、宮古市D地区は浸水高でアイオン台風時 の過去最高を1m上回る3mに達し、甚大な被害を 受けたエリアの1つになった。地区内の戸数は185 戸であり、そのうち52、3戸が床上浸水となった。 また、車両被害は多数に及ぶ。ただし、人的被害 はゼロである。東日本大震災時の仮設住宅35戸も 浸水したが、台風時は他自治体からの派遣職員だ けが居住しており、大事には至らなかった(後に 解体)。また、知的障害施設である E荘も80cmの 浸水であったが人的被害は免れた。D地区の消防 団員は5、6人で、屯所はプレハブで、いつ解体さ れてもおかしくない状況で、台風時に機能しな かった。台風時、防災無線は聞こえにくく、消防 サイレンも同様であった。1981年8月の大型台風 でも浸水した経験があることから、2016年10月下 旬には地区(自治会)会長名で市長宛に地区内の 公共土木施設等の復旧方法や被災者への生活支 援、災害時の避難道路確保などに関する要望書が 提出された。地区のイベントや活動などとしては 祭りや敬老会、草刈りがあげられるが、とくに防 災訓練はやってこなかった。台風時、少し高い場 所にあり、浸水を免れた避難所の地区センターに

は4、5世帯が来て、その他には車両だけを持ってきた住民がそこそこいたが、あまりに防災意識が低く、人的被害がなかったのが不幸中の幸いであった。地区内の戸数は1981年には60戸くらいしかなかったので大幅に増えており、住民がさらに増加する要素もあるが、新興住宅の住民との調和が難しい。

D地区には東日本大震災時に市内の田老地区や 宮古市と隣接する山田町に住んでいて被災して、 ここで自宅再建を果たして、今回二重被災となっ た住民が少なくない。筆者は二重被災者であるF さん(女性)にインタビューする機会を得た。大 震災時に仮設住宅暮らしが長引いていたが、D地 区で住宅用地が販売されていたので2014年初頭に 購入し移ってきた。今回、新築した住宅は家の中 でみれば1.1mくらいの浸水、屋外の地べたからで あれば1.4m~1.5mの浸水となる。大規模半壊の判 定を受け、被災者生活再建支援制度にしたがって、 150万円(複数世帯)を受け取った。ただし、解 体せずに住み続けている。本人いわく、そうした 公的支援の水準で水に浸かった家具や電化製品が 新調できるかと不安を口にしていた。そのなかに は洗えば再利用できると期待したものがあったが 無理だったようである。また、車両を3台所有し ていて、2台は台風時に高台へ移したが、1台は使 用不能となった。車両保険に加入していなかった ので、新規購入に当たっては全額持ち出しとなっ た。とは言うものの、新築住宅で損害保険に入っ ていて、今回高めの査定で算定してくれたので、 救われた感がある (屋内の浸水高が重要になる)。 復旧にあたって肉体面では大量の泥だしが最もき つかった。公的機関にボランティアを要請したが、 高齢者世帯優先となり、後回しとなった。これで はらちがあかないと友人らに連絡して手伝っても らい、終了してからボランティアの手配ができた と連絡があった。2016年12月中旬に修繕が全て完 了したので、仮設住宅から移ってきた。

6. まとめ

台風10号は岩手県に水害としては過去最大の被害をもたらし、県内の岩泉町などは復興の途上にある。本稿ではまず岩泉町や久慈市などの台風10号前後の財政の全体像を明らかにした。いずれの自治体にも東日本大震災対応分が含まれるので、台風10号対応分は注意して把握する必要がある。したがって、各自治体で公開されている資料や予算書、決算書などを用いて、大震災対応分が減少していく一方で、台風10号対応分が増大していき、両方に対応しながら、後者にシフトしていく状況を鮮明にした。ここから台風10号にかかる財政運営上の負担が大きく増えていることが示唆される。

次に、岩手県の復旧・復興事業の詳細を明らかにした。事業費総額の6割が土木インフラ向けで、そのうち大半を河川事業で占める。次いで、産業再建と産業インフラ向けの比重が高い。このなかには県の独自支援や国の特別措置がいくらか含まれ、なりわい再生補助金、小規模事業者持続化補助金などがあげられる。とくに前者は大震災時のようにグループ補助金等が創設されていないことから、使途等の点ではその代替的な補助金ないしそれ以上の有効性をもつ補助金に位置づけられる。

岩泉町の復旧・復興事業においても土木インフラだけで事業費総額の4割超を占め、全インフラ災害復旧でみれば6割近くに及び、高率の国庫補助金や特別交付税などによって財源が確保されている。このような状況に加えて、県や町から国に対する要望等の結果もあいまって復旧・復興事業費に対する町の実質的な負担は10%強で推移している。岩泉町を中心に独自の公的支援の状況を整理すると、法制度の支援対象外をカバーする形あるいはその支援対象に上乗せする形で、主に生活・住宅再建に対して支援されている。それは大震災のケースを参考に制度設計され、被災世帯間の公平性が強く意識されている。この限りでは産業面の支援との違いがかなり鮮明にあらわれ、県との役割の分担、連携が垣間見られるが、他方で、宮

古市のように、大震災に続いて産業面で独自支援 が積極的に展開されているケースがある。こうし た支援状況について別の見方をすれば、国や県の 支援のあり方が問われていることになる。

宮古市の中心街で典型的にみられたような大震 災との二重の大規模被災は例外でなく、どこでも 起こりうる。さらに、被災商店等は住居兼用のケー スが多く、経済的、精神的なダメージは計り知れ ない。二重被災およびそれに対する公的支援の条 件整備は容易でないかもしれないが、それぞれが 別モノとして支援措置するのにはかなり無理があ る。今回、県等の補助事業ではそれに対する意識 がみられるものの、実施水準としては必ずしも高 いとは言えない。

今回の産業面における公的支援では過去のケースと同様に、細かな消耗品のような器具や設備等は補助対象にならないが、これを当然であると片づけられない点に重要なポイントがあるのではないか。飲食店にみるように、店舗の性格によっては金銭面の持ち出しが多くなり、負担感が大きくなる。二重被災を含めて、早期復旧・復興に対する事業対応の点では特定被災地域復興支援緊急交付金のインパクトは大きく、国では実施できない点もカバーしているが、ある種の限界がみられる。

今後の産業復興、さらにポスト産業復興を見通すと、県単独融資の中小企業災害復旧資金は融資限度額1千万円、融資期間10年以内で、県が信用保証料を負担し、市と町が利子補給を行う有利な制度であるが、返済を据え置く期間(最長3年)が順次終了していく。この資金の利用事業者のなかには、なりわい再生補助金を用いて再建を果たした事業者がかなりいて、二重被災した事業者も少なくない。二重、三重のローン返済に苦しむケースも十分に想定される。

岩泉町の第三セクターである(株)岩泉乳業、(株)岩泉産業開発、(株)岩泉総合観光、(株)岩泉きのこ産業の4社の経営統合により2016年1月に誕生したばかりの岩泉ホールディングスは従業員が300人超で、同町の民間事業所の雇用の約1割を占める基幹事業所であるが、2016年度決算は売上高約23億とな

り、前年度から約10億円減少した。㈱岩泉乳業との関わりが強いが、町内の酪農家は直近の10年間で半減し、今回の被災も追い打ちをかけ、担い手不足に歯止めがかからない。

今回、被災事業者にとっては事業所は再建したものの、再建資金の返済がスタートするし、人口減少のなかで売り上げ確保のために努力、工夫しなければならない。また、地域の基幹事業所は域内の産業連関を重視しながら、所得循環機能を強化していかなければならない。地域の商店街は台風10号、大震災の前からいわゆるシャッター化し、広すぎる状況になっていたし、少なくない飲食店は店頭に看板がなく、提供品・価格がわからない。常連相手だとしても、持続性があるとは言えないので、被災の有無に関係なく、初歩的な改善から着手していくべきである。他方で、こうした事業者の施設や設備などの復旧から進んだ段階における国・自治体のソフト面の復興支援策が強化されてよいであろう。

何よりも、今回のような大きな水害を経験したことがない岩手のような地域であっても、台風10号は歴史的に例外として扱い、過去の記録として処理することはあまりに危険である。豪雨災害としての水害はどこでも起こりうるし、大地震や大噴火などよりも頻度が高く、こうした不確実性を考慮したハード、ソフトの防災対策が推進されなければならない。北海道と同様に、岩手はわが国において大規模な食糧供給エリアであり、豊かな農山漁村・農林水産業の多面的機能を備えているので強調してもしすぎることはない。

斜辞

岩泉町、岩手県などの職員や被災事業者には資料提供やヒアリングなどでお世話になりました。 ここに記して感謝を申し上げます。

【注】

1) 東日本大震災にかかる県の「第11回『被災事業所復興 状況調査』結果報告」は沿岸12市町村の商工会議所ま たは商工会の会員等で被災した1,999事業所を対象にア

- ンケートしている。調査方法は郵送調査法、インターネット調査法、調査時点はおおむね 2017年8月1日、有 効回収率は62.6%(1,252事業所)である。ここでは台 風10号による被害状況を聞く設問が新たに設けられた。それによれば、「震災で被害を受けた事業所のうち、台風10号により事務所等建物や設備が被害を受けたと 回答した事業所は13.3%であった」。台風による被害があった事業所のうち、「被害額は『51~500万円以下』が51.4%と最も高く、次いで『1~50万円以下』で23.3%であった」。二重被災者の復旧状況は、「「半分以上復旧している』と回答した事業所は93.4%であり、多くの事業所で台風被害からの復旧が進んでいる。また、業績の状況については『半分以上回復している』と回答した事業所は92.7%と、復旧に合わせ同等の業 績回復が進んでいる」。
- 2) 「広報おおつち | 2016年11月号によれば、大槌町では「災 害見舞金は、床上浸水した世帯を対象に、床上50cm以 上の被害があった世帯に20万円、50cm未満の世帯に対 し5万円を支給しました。また、床上浸水した世帯の 被害状況に応じて、洗濯機や掃除機などの電化製品、 布団や日用雑貨(食器、台所用品など)を配布 | した ということである。なお、河北新報 2016年10月26日付 によれば、2016年10月に鳥取県中部で最大震度6弱を 観測した鳥取県中部地震において、被害状況から国の 被災者生活再建支援制度の適用可能性が低いので、鳥 取県は独自の住宅再建支援として全壊に最大300万円、 半壊に最大150万円、国の基準による損害割合が10% 以上の一部損壊には最大30万円を支給する。10%未満 のケースには別の財源を活用して最大5万円を補助す る。これは条例に基づく支援制度により、これまでは 全壊か半壊が対象だったので、被害の大半が一部損壊 のため適用範囲を拡大した。県によると一部損壊世帯 に対して公的資金を財源に補助するのは全国初とい う。2000年の県西部地震を機に県と市町村が2001年度 に創設した基金が財源となっている。
- 3) 岩手日報 2017年10月4日付は県議会定例会 (10月3日) における岩泉町の住宅再建状況に関する一般質問に対する県政策地域部長の答弁を取り上げている。それによると、岩泉町の同年8月時点の住民意向調査では全壊等406 世帯のうち、203世帯は被災場所での再建を希

- 望している(災害公営住宅、町整備の移転地の再建を 除く)。24世帯は意向が未定である。
- 4) 宮古市について住宅の新築・購入に対する最大200万 円の補助以外で主な独自支援をみると、①浸水宅地等 復旧支援事業があげられる。補助対象世帯は一部損壊 以上で、擁壁設置や地盤補強工事などに対して、10万 円~上限50万円(20万円以上の工事費の1/2補助)が 補助される。②住宅の応急修理支援である。補助対象 世帯は半壊以上で、応急修理費用として1世帯当たり 上限80万円(=災害救助法ベース57.6万円+市独自ベー ス22.4万円)が補助される。③被災者生活再建支援制 度における基礎・加算支援金とは別に、「支援金」と 称して半壊、床上浸水の世帯を対象に、複数世帯で20 万円、単数世帯で15万円を交付する。④被災中小企業 者対策設備貸与事業補助金があげられる。(財)いわて 産業振興センターが行う「設備貸与制度」を利用して、 2018年2月までに機械設備の貸与を受けた場合の保証 金(貸与額の10%)に対して補助される。⑤宮古市被 災中小企業対策資金利子等補助金であり、貸付資金に かかる利子および保証料を補助する。交付対象資金は 日本政策金融公庫の災害貸付資金や商工組合中央金庫 の災害復旧資金などの融資を受けた場合となる。東日 本大震災時の利用者も対象となり、1千万円までの資 金の利息を補助する(10年以内の借入期間の利子等)。
- 5) 県の提供資料(2018年1月末時点)によれば、県は本事業にあたっては有識者および地元代表者等から構成する「小本川河川整備連絡協議会」を2017年4月に設立し、第1回の協議会を実施した。2018年2月に第2回が予定されている。改修計画については2018年1月末までに上流工区では9回、丁寧な説明が必要となる下流工区では13回の住民説明会、2回の地域懇談会の開催が予定されている。今後もより丁寧な説明を行うスタンスである。そのうえで用地難航箇所については土地収用法にもとづく用地取得を念頭に事業認定手続きを実施する。事業の進捗としては、現在、詳細測量および詳細設計を実施中であり、用地補償にかかる測量調査に着手した状況である。2017年度内に工事着手予定である。

【参考文献】

岩泉町ホームページ

(https://www.town.iwaizumi.lg.jp/)

岩泉町 (2017a) 「災害復興ビジョン」

岩泉町 (2017b) 「災害復興まちづくり計画 |

岩泉町 (2017c)「平成28年度歳入歳出決算書」

岩泉町(2018)「平成28年台風10号豪雨災害『復旧の記録』

ふるさと岩泉の再生へ」

岩泉町、久慈市、宮古市の広報誌

岩手県ホームページ

(http://www.pref.iwate.jp/)

久慈市ホームページ

(http://www.city.kuji.iwate.jp/)

桒田 但馬 (2016)『地域・自治体の復興行財政・経済社 会の課題―東日本大震災・岩手の軌跡から―』クリエイ ツかもがわ

乗田 但馬 (2018)「2016年台風10号豪雨からの岩手復興 政策の課題―住民・生活本位の公的支援―」(『季刊自治 と分権』第72号、自治労連・地方自治問題研究機構)

宮古市ホームページ

(http://www.city.miyako.iwate.jp/)